

ストップ!滞納

11月～1月は滞納整理強化期間

税負担の公平性および税収入を確保するため、埼玉県と県内すべての市町村では「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ!滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

多くの方が期限までに納付されていますが、残念ながら一部の方は滞納している状況です。秩父市においても、悪質な滞納者に対する差し押さえの強化など、滞納の解消に向けた取り組みを集中的に行っていきます。

皆さまには、納期内納付にご協力をお願いします。

市税等の納付は口座振替が便利!

市税等(市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)は口座振替による納付をお勧めします。申込方法等詳しくはお問い合わせください。

問収納課 ☎ 22-2210

11月11日
～17日

「税を考える週間」

～大切な税のことを、
考えてみませんか?～

国税庁では、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割や適正・公平な課税と徴収の実現に向けた国税庁・国税局・税務署の取り組みや国税庁のICT化・国際化に対する諸施策について紹介します。

また、「確定申告書等作成コーナー」や「e-Tax」の改善のほか、納税者が適正に申告・納税が行えるよう納税の意義や税法の知識、手続等についてさまざまな情報提供を行うとともに、HPで、広く国民の皆さまから、税務行政に対する要望等をお聞きするための窓口を開設しています。ぜひご意見をお寄せください。

問秩父税務署 ☎ 22-4433 (自動音声案内2番)

とき 11月16日(日)午前8時30分～午後2時
ところ 秩父市公設地方卸売市場
※行楽渋滞回避のため、なるべく高篠方面からご来場ください。
問農政課 ☎ 25-15210



市場と消費者との交流事業として、青果物や水産物等の販売をはじめ、各種イベントを行います。

第21回ちちぶ市場大感謝祭

事業主の皆さま!

給与所得者の市県民税は、
「特別徴収」(給与天引き)で納税をお願いします

所得税の源泉徴収を行っている事業所の皆さまには、毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員等に代わって市町村に納めることが法律で義務付けられています。これを特別徴収といいます。

埼玉県と県内すべての市町村では、個人市県民税の特別徴収による納付を徹底するため、平成27年度には、すべての事業所を、原則として「特別徴収義務者」に指定します。

事業主の皆さまには、10月中旬に特別徴収関連の通知を送付しましたので、内容をご確認のうえ準備をお願いします。

従業員の皆さんはこんな利点があります

- ・金融機関へ納税に出向く手間が省ける
- ・年4回納付する普通徴収に比べて、毎月納付(年12回)する特別徴収は、1回当たりの負担が少ない

問市役所市民税課市民税担当 ☎ 22-2209

秩父県税事務所 ☎ 23-2110

12月1日(月)～14日(日)

冬の交通事故防止運動

「人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県」をスローガンに、冬の交通事故防止運動を実施します。

運動の重点目標

①高齢者の交通事故防止

朝夕の薄暗い時間帯や夜間には反射材を身につけましょう。ドライバターの皆さんは、高齢者の行動の特徴を理解し、思いやりのある運転を心がけましょう。

②自転車の安全利用の推進
飲酒運転、二人乗り、傘差し、携帯電話やイヤホンの使用などの危険な運転は絶対にやめましょう。自転車加害者となり、重い損害賠償責任を求められる事故が発生しています。賠償責任保険に加入しましょう。(賠償責任保険は、自転車店等で加入できます。)

③飲酒運転の根絶および路上覆込み等による交通事故防止

飲酒運転は悪質な犯罪であることを自覚し、家庭・職場・飲食店では、「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。路上で寝込んでいる人を見かけたら速やかに警察に通報しましょう。
問市民生活課 ☎ 25-15200

犬のふんの後始末を! 動物のふん・尿の適正処理は埼玉県条例により、飼い主に義務づけられています。散歩の際には必ず持ち帰りましょう!